箕 面 市 \sim ツ 霊 遠 \mathcal{O} 設 置 \mathcal{O} 許 可 等 に 関 す る 条 例 を \mathcal{L} に 公 布 す る

平成二十五年十二月二十五日

箕面市長 倉 田 哲 郎

箕面市条例第五十三号

箕面 市 \sim ツ 1 霊 袁 \mathcal{O} 設 置 \mathcal{O} 許 可 等 に 関 す る 条 例

(目的)

第 一条 全 霊 火葬 袁 等 周 t が \sum 辺 適 \mathcal{O} 0 条 \mathcal{O} 正 て 環境 に 例 公 共 行 は \mathcal{O} لح わ 福 \sim \mathcal{O} れ 祉 調 る ツ た 和 \mathcal{O} 1 を \Diamond 霊 確 保 义 袁 \mathcal{O} に る 必 \mathcal{O} 寄与 と と 要な 設 置 ŧ す 措 及 置 る び ことを を 管 講 地 理 域 ず 並 る 目 \mathcal{O} び 的 $\overset{\sim}{\smile}$ 良 に 好な とに 移動 とす る。 ょ 生 火 葬車 活 り 環 境 に \sim を ょ ツ 保 \mathbb{F} る

(定義)

第二条 定め るとこ \mathcal{O} ろに 条 例 ょ に お 11 て 次 \mathcal{O} 各 号 12 掲 げ る 用 語 \mathcal{O} 意 義 は 当該 各 号

- を \sim 1 う。 ツ 1 愛 玩 す る ことを 目 的 と L \mathcal{T} 餇 養さ れ る 犬、 猫 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 動 物
- る \sim ŧ \mathcal{O} ツ 1 で 霊 あ 袁 0 て 火 葬施 事 業 設、 \mathcal{O} 用 に 墓 供 地若 す る 目 < 的 は で設 納 骨 置す 堂 又 る は ŧ $\overset{\succ}{\smile}$ \mathcal{O} れ を 5 を併 VI せ 有 す
- 三 備 す 和 る 火葬施 几 十 五 物 と を 11 う。 除 年 設 法 律 \sim を有す 以 第百三十七号) ツ 下 1 \mathcal{O} る施設 死体」 死体 (廃 と (移動 いう。) 第二条 棄 物 火葬車 \mathcal{O} 第 を火葬する設 処 理及 -- を除く。) 項 に び 規定 清 掃 を す に 備 関 11 る 以 う。 廃 す 棄 る 下 法 物 律 火 に 葬設 該 (昭 当
- 兀 法 律 移 第 動 百 火 葬車 五号) 第二条第 火葬設備を有する自動車 項 第 九 号 に 規定す (道路交通 る 自 動 車 法 を 1 昭 う。 和三十 を 1 五年
- 六 埋 葬 死 体 を火 葬 す ることな く 土 中 に 葬ることを 11

五

火

葬

死

体

を葬る

た

 \Diamond

に

焼

<

ことを

11

う。

八 七 業 \mathcal{O} 墓 墳 用 地 墓 供 特 死 体 す に 定 \mathcal{O} \Diamond 焼 骨 的 \mathcal{O} で な 設 以 11 置 限 下 り、 す 焼 る 墳 墓 区 域 を を لح 設 11 VI う。 う。 け た を \Diamond 埋 \mathcal{O} 蔵 X す 域 る で 施 あ 設 0 を う。

九 納 骨 堂 焼 骨 を 収 蔵 す る 施 設 を 11

に

る

目

設 置 者等 \mathcal{O} 責 務

措置 管 理 を に 当た 講 \sim じ ツ な ŋ 1 け 霊 れ 地域 袁 ば を 設 な \mathcal{O} 置 5 良 好 な な 11 生 又 活 は 環 管 境 理 す \mathcal{O} 保全に る 者 は 努 \otimes \sim る ツ と と 霊 ŧ 亰 に \mathcal{O} 設 必 置 要な 又 は

2 を業と 良好 用 لح \sim を な 7 ツ 生 L 運搬 収 11 \vdash う。 活 \mathcal{T} 納 \mathcal{O} 行 環 餇 以 移 境 う 火 1 下 者 葬 動 主 \mathcal{O} 同 等 保 は 又 火 $\ddot{\mathbb{U}}_{\circ}$ 全 葬 は カコ 12 移 収 車 5 以 努 骨 動 \mathcal{O} 火 葬を \emptyset 火 火 移 下 葬 葬 な 移 車 動 設 け 目 によ 的 れ 火 備 動 葬 ば に لح 火 な る 車 死 葬 火 た 体 5 \mathcal{O} 車 葬等 委 火 を な に 葬 託 11 収 ょ を 設 を受 \otimes る 行 備 る 火 け か 葬 に 5 と 等 当 焼 を 移 \sqsubseteq た لح 骨 11 動 り 総 を う 火 葬 称 取 車 地 す り 以 出 下 を す 同 使

埋 葬 \mathcal{O} 禁 止

第 兀 条 何 人 Ł 業と 7 市 内 で 埋 葬 を 行 0 7 は な 5 な

設 置 等 \mathcal{O} 許 可

第五 施 な 設 条 け n ば 墓 \sim な 地 ツ 若 5 \vdash な 霊 袁 11 は を 設 納 置 骨 堂 L を 新 又 設 は 許 ょ 可 を受け うと す る た 者 \sim は ツ 1 霊 市 袁 長 12 \mathcal{O} 許 お 可 11 を 7 受 火 け

- 2 た 8 前 \mathcal{O} 項 事 \mathcal{O} 務 規 定 所 を に 市 ょ 内 り に \sim 有 ツ す 1 霊 る 者 遠 で を な 設 置 け n す ば る な 者 5 は な VI \sim ツ \vdash 霊 遠 を 理 す る
- 3 を 変 更 項 \mathcal{O} う 許 可 す を る者 受 け は た \sim 市 ツ 長 \vdash \mathcal{O} 霊 許 亰 可 \mathcal{O} を 墓 受 地 け \mathcal{O} な 区 け 域 n ば 納 な 骨 5 堂 な 又 い は 火 葬 施
- 4 市 で 移 動 火 葬 車 に ょ る 火 葬 等 を行 お う とす る 者 死 体 を 運搬 す た

な \otimes け に れ 単 ば に な 市 5 内 な を通 11 過 す る 12 過 ぎ な 1 者 を 除 く 。) は 市 長 \mathcal{O} 許 可 を 受 け

5 る。 な 生 市 活 長 環境 は 第 \mathcal{O} 保 項、 全 \mathcal{O} 第三 た \emptyset 項 12 及 必 要な てド 前 限 項 度 \mathcal{O} に 許 お 可 を 11 す て 条 る 件 12 当 を 付 た す り る 地 域 が \mathcal{O} で 良 好

事 前 協 議

第六条 前条 次 す る者 (Z 第三項 撂 (以下 げ 前条第 る ば 事 \mathcal{O} 項 規 申 を 定 項 請予定者」 記載 に \mathcal{O} 規定 ょ 1 る によ 変更 た とい 事 前 る \mathcal{O} う。) 許 許 協 可 議 可 を受け を受け 書を は、 規 当 該 則 7 て で 許 墓 \sim 定 可 地 ツ \Diamond に \mathcal{O} \vdash 係 る 区 霊 る 域を 亰 日 申 を ま 設 で 請 拡 置 12 12 張 市 先立ち、 しよ 長 に うと 又 は

務 所 氏 \mathcal{O} 名 所 及 在 び 地 住 所 往法 人 12 あ 0 7 は 名 代 表 者 \mathcal{O} 氏 名 及 び た

出

L

な

け

n

な

5

な

 \equiv \sim ツ \vdash 遠 \mathcal{O} 名 称 及 び 所 在 地

三 \sim ツ \vdash 霊 遠 に 設 置 す る 施 設 \mathcal{O} 種 類

兀 \sim ツ 霊 袁 \mathcal{O} 構 造 設 備 \mathcal{O} 概 要

五. 墓 地 に あ 0 て は そ \mathcal{O} 区 域 \mathcal{O} 概 要

六 前 各号 に 掲 げ る ŧ \mathcal{O} \mathcal{O} ほ カュ 規 則 で 定 \Diamond る 事 項

2 前 項 \mathcal{O} 事 前 協 議 書 に は 次 に 掲 げ る 書 類 を 添 付 な け n ば な

住 民 票 \mathcal{O} 写 L 又は 法 人 に あ 0 7 は そ \mathcal{O} 登記 事 項 証 明 書

 \sim ツ 霊 袁 \mathcal{O} 構 造 設 備 を 明 5 カン に L た 义 面

三 墓 地 12 あ 0 7 は そ \mathcal{O} X 域 を 明 5 カン に L た 义 面

兀 周 囲三 百 X ル 以 内 \mathcal{O} 区 域 \mathcal{O} 状 況 を 明 5 か に た 面

五 前 各 号 に 掲 げ る t \mathcal{O} \mathcal{O} ほ か 規 則 で 定 \emptyset

標 識 \mathcal{O} 置

第七 下 係 その旨を市 \otimes 以下 るところ る 条 \neg \sim 申 ツ 請 申 予 \vdash に 請 霊 長 定 に 先 予 地 袁 <u>\\ \</u> 定 に ょ 一ち、当該 届 \sqsubseteq \mathcal{O} 者 り 設置 け と は 出 当 1 等 う 。) 該 な 前 申請に け 申 \mathcal{O} 条第 計 請 れ \mathcal{O} 画 ば に 見や 係 係るペ なら 項 るペ لح \mathcal{O} す 11 な 規 1 ツ う。 定 11 ツ 場 1 霊 所 霊 ょ \mathcal{O} 遠 に 遠 る 周 標 \mathcal{O} 事 \mathcal{O} 知 設置 識 設 前 を を 置 協 义 設置 又は 又は 議を る た 拡 拡 要 \Diamond 張 す 張 速 \mathcal{O} 規 \mathcal{O} る B 計 予 則 カュ 画 定地 で定 可 以

(説明会の開催

第 う。 八 を は な 地 に \vdash 開 条 係 い \mathcal{O} ル 催 使 以 る に ただ Ļ 用 内 申 申 \mathcal{O} 対 限 者 請 請 \mathcal{O} 速 予 敷 り B 先 立 定者 で \sim 管 地 な 理 納 カュ ツ 内 ち、 者 骨 に 1 \mathcal{O} は 11 霊 堂 及 建 が そ 袁 び 築 規 第六 墓 則 所 物 \mathcal{O} \mathcal{O} 説 設 条第 地 で定 有 (仮 設 置 者 明 \mathcal{O} 等 \Diamond 区 会 ___ \mathcal{O} 以下 域 \mathcal{O} \mathcal{O} るところに 項 ŧ 計 内 内 \mathcal{O} \mathcal{O} 規定に これ 又 容 画 を 等 は に 除 を市 5 火 9 <_ 。 葬 ょ ょ V \mathcal{O} 者 長 る 施 7 ŋ 及 事 を 設 に 周 前 報 知 び 予 内 近近 告 す 予 定 協 に 隣 議 設 る 定 地 置 な た 住 を 地 か ら三百 要す さ け \Diamond 民 に 等 接 れ れ \mathcal{O} 説 _ す る る ば な 明 لح メ 許 る 슾 土 い 可

(近隣住民等の意見

第九 請 識 で 識 条 子 を を \mathcal{O} 設 設 定 間 近隣 者 置 置 (前 L \sim た た \mathcal{O} 条 住 意 た 民 日 日 見 だ 等 カン カュ を 5 L 5 は 起 前 市 書 長 算 \mathcal{O} 条 \sim に 規 L \mathcal{O} ツ 提 定 説 7 \vdash 出 に 明 霊 _ 月 会 す ょ 袁 を を る \mathcal{O} ŋ 経 説 設 $\sum_{}$ 開 過 置 لح 明 催 す が 等 会 L で た \mathcal{O} る \mathcal{O} き 開 計 日 日 る ま 催 以 画 で を 後 に 要 \mathcal{O} __ 0 間 L 月 11 を な て、 経 次 11 と 過 第 掲 す 七 き 条 げ は る 日 \mathcal{O} 標 ま

- 活 環 境 そ \mathcal{O} 他 公 共 \mathcal{O} 福 祉 \mathcal{O} 見 地 カコ 6 考慮 す べ き 意 見
- 造 設 備 لح 周 辺 \mathcal{O} 環 境 と \mathcal{O} 調 和 に 0 11 7 \mathcal{O} 意 見
- 三 建設工事の方法等についての意見
- 2 申 請 予 定 者 は 前 項 12 規定 す る 意 見 \mathcal{O} 提 出 が あ 0 た と市 長 カ 5 連 が

ば る あ ょ な 0 たとき う ら な 努 \otimes 11 は る $\sum_{}$ Ł 前 \mathcal{O} \mathcal{O} 場合に とす 項各 る。 뭉 お \mathcal{O} 意 11 見 て に 申 0 請 11 予定者は 7 近 隣 住 民 等 近 と協 隣 住民 議 を 等 行 \mathcal{O} 理 わ 解 な を得 け れ

3 そ \mathcal{O} 申 請 協 予定 議 \mathcal{O} 者は、 内 容等を市長 前 項の 規定によ に報告 L り近隣 な け れ 住民等と ば な 5 な \mathcal{O} 11 協 議 を 行 0 たとき は

(申請前の勧告及び公表)

第十 きは 条 当該 市 長 事 は 前 協 申請予定者が 議書を 提出す 第六条第 ベ きことを勧告 __ 項 \mathcal{O} 事 す 前 ることが 協 議 書を提 で きる 出 な

2 設 置 市長 す は、 ベ き ことを 申 請 予定者が 勧 告す 第七 る こと 条 が \mathcal{O} 標識 で きる。 を設 置 な 11 ときは、 当該 標 識 を

3 会 を 市 開 長 催 は す ベ 申 きことを 請 予定者が 勧 告 第 す 八 る 条 ことが \mathcal{O} 説 明 会を開 できる。 催 な 1 لح き は 当 該 説 明

4 を 行 市 長 う は、 ベ き ことを勧告 申 請 予定者が す る 前条第二項 こと が できる。 \mathcal{O} 協議を行 わ な 11 と き は 当 該 協 議

5 \mathcal{O} 市長 務 勧 所 告に 氏 は、 名及 \mathcal{O} 従 所 在 び わ 前 住所 な 地 各 項 か \mathcal{O} 0 往法 たと 規定 人 こきは、 に に あ ょ る 0 次に掲げ 勧告を受け て は、 名称 る事項を公表することが た者 代表者 が 正 の氏名及 当な 理 び主たる事 由 な できる。 そ

二 公表の原因となった行為の内容

三 当該勧告の内容

(許可の申請)

第十 う。) 項を _ 記載 条 は 第五 第六 た 条 申 条 請 第 \mathcal{O} 書を市 規 項 定に \mathcal{O} 長 許 ょ に 可 る を受けようとする者 提 事 出 前 L 協 な 議 け が れ 完 ば 了 な ら た な とき 以 11 下 は 申 次 請 掲 者 げ と い

第六 第 項 第 号 カコ 5 第 五 号ま で に 掲げ る 項

- 前 뭉 に 掲 げ る £ \mathcal{O} \mathcal{O} ほ か 規 則 で 定 \emptyset る 事 項
- 2 前 項 \mathcal{O} 申 請 書 に は 次 に 掲 げ る 書類 を 添 付 L な け れ ば な 5 な い
- 第六 条 第二 項 第 _ 号 カ 5 第 兀 号ま で に 掲げ る 書 類
- 関係法 令に 係 る許 可 書 又 は 申 請 書 \mathcal{O} 写 そ \mathcal{O} 他 手 続 \mathcal{O} 進 捗 状 況 を 明

らかにした規則で定める書類

 \equiv 前二号 に 掲 げ るも \mathcal{O} \mathcal{O} ほ カュ 規 則 で 定 \Diamond る 書 類

(変更の許可の申請)

第十二条 第 五 条第三項 \mathcal{O} 変更 \mathcal{O} 許 可 を 受 け ょ う とす る 者 は 次 に 掲 げ る

事 項を 記 載 た 申 -請書を 市長に 提 出 L な け れ ばな 5 な 11 0 た だ 墓 地

議 が 完了 L た 後 で な け れ ば な 5 な 11

 \mathcal{O}

区

域

を拡

張

L

ょ

うとす

る

場合

に

お

11

7

は

第

六

条

 \mathcal{O}

規定

に

ょ

る

事

前

- 第六 条 第 項第 --- 号 か 5 第三号ま で に 掲 げ る 事 項
- 二 変更の内容
- 三 変 更 後 \mathcal{O} 第六 条第 __ 項第 兀 号 及 び 第 五 号 に 掲 げ る 事 項
- 兀 前三号 に 掲 げ る t \mathcal{O} \mathcal{O} ほ か 規 則 で 定 \emptyset る 事 項
- 2 前 項 \mathcal{O} 申 請 書 に は 次 12 掲 げ る 書類を添 付 な け れ ば な 6 な V
- 一 変更の内容を明らかにした図面
- 更後 \mathcal{O} 第 六 条第二 項第二号及 び 第三号 に 掲 げ る 义 面
- \equiv 墓 地 及 U 火葬施設 に あ 0 7 は 変更後 \mathcal{O} 第 六 条第二 項 第 兀 号 に 掲 げ

る図面

兀 関 係 法 令 に 係 る 許 可 書 又 は 申 請 書 \mathcal{O} 写 L そ \mathcal{O} 他 手 続 \mathcal{O} 進 捗 状 況 を 明

らかにした規則で定める書類

五 前 各 号 に 掲 げ る t \mathcal{O} \mathcal{O} ほ カコ 規 則 で 定 \otimes る 書 類

(廃止の許可の申請)

第十三 \sim ツ 1 霊 袁 を 廃 止 L ょ うとす ん者は 次 に 掲げ る 事 項を 記 載

蔵 に に た 復 3 申 お す れ 請 11 て、 る 書 た を 又 \Diamond は 当 市 該 長 収 \mathcal{O} 適 蔵 廃 に さ 正 止 提 な n 出 \mathcal{O} 措 7 許 L 置 可 11 を講 を受 そ る 焼 \mathcal{O} じ 骨 け 許 な を ょ 可 除 う を け と 受 れ 却 す け ば な る な 5 \sim 者 け な は n ツ 11 \vdash ば 当 霊 な 該 袁 5 \sim な \mathcal{O} 設 ツ 11 置 1 前 霊 袁 \mathcal{O} \mathcal{O} 状 埋

- 第六 条 第 項 第 --- 号 カコ 5 第三号 ま で 12 掲 げ る 事 項
- ___ 前 号 に 掲 げ る t \mathcal{O} \mathcal{O} ほ カュ 規則 で 定 \Diamond る 事 項

(許可等の通知)

第十 申 請 兀 \mathcal{O} 規定 条 を L た に 市 者 長 ょ は、 る に 申 通 第十 知 請 す が る あ 条 ŧ 0 第 たときは、 \mathcal{O} と す 項 る。 第 そ + \mathcal{O} 条 可 否 第 を 決 項、 定 前 条 及 そ \mathcal{O} び 旨 第二十 を 兀

(許可の基準)

第 + 合 お 11 五 て、 条 7 V る 当 市 該 長 と 申 は 認 請 \Diamond る に 第 係 五 と きで る 条 \sim 第 な ツ 項 け 1 れ 霊 又 ば、 遠 は 第 が \equiv 許 次 項 条 可 カュ \mathcal{O} を L 5 許 第 7 可 + は \mathcal{O} な 九 申 条 請 5 ま な が で あ 11 \mathcal{O} 0 基 た 場 準 合

(ペット霊園の設置場所等の基準)

第十六 築物 さ ば 条例 メ 7 な 規 れ 条 則 を る 5 平 で 場 な 11 ル ·成二十 合 う。 定 V 以 \sim \otimes 又 上 ツ 第二十 は た る カュ \vdash 場 第 だ 几 9 霊 年箕面 合 規 遠 六条第二項第六号 則 は 条 は 納 で \mathcal{O} 市条例 定 建築 骨 目 的 堂 \Diamond \mathcal{O} 物 が る 限 \mathcal{O} 墓 第十 達 ŋ 河 (箕面 で 成 地 JII な に \mathcal{O} か 号) 口 支 5 市 11 区 12 墓 障 域 百 お 第十 が 内 地 メ 11 な 若 等] 7 兀 11 L 1 \mathcal{O} 同 条 と < ル 経 r. 第 認 は 以 営 \Diamond 火 上 \mathcal{O} 葬 離 \mathcal{O} 項 許 5 施 に れ n 敷 可 等 る 設 7 地 規 定 に ŧ 内 1 カ に な 5 す 関 \mathcal{O} 三百 設 る け す 置 n 建 る

2 な 5 \sim な ツ 1 い 霊 袁 は 飲 料 水 を汚 染 す る お そ n \mathcal{O} な 11 所 に 設 置 な け n ば

3 \sim 1 霊 遠 に 至 る主 た る道 路 \mathcal{O} 員 は 交 通 \mathcal{O} 安全 を図 る た 8 \mathcal{O} 則

内 が で 若 定 な \otimes 11 る 認 は 基 準 8 火 葬 に 5 施 該 れ 当 る 設 £ 内 L 12 な \mathcal{O} 設 け لح 置 れ さ ば 7 規 れ な 則 る場 5 な で 合 定 11 \otimes 又 る場 は た 第 だ 合 _ L 条 は、 \mathcal{O} 納 目 骨 堂 \mathcal{O} 的 限 が \mathcal{O} ŋ 達 墓 成 地 で な 12 \mathcal{O} 支 X 11 域

4 れ な 所 る け 有 \sim ŧ れ ツ ば \mathcal{O} と な 霊 カ L 5 袁 9 な 7 \mathcal{O} 規 当該 土 11 0 則 地 で た 土 に 定 だ 地 9 \emptyset に L 11 所 る 7 場 第 有 は 合 権 _ 当 は 条 以 該 \mathcal{O} 外 \mathcal{O} \sim 目 権 \mathcal{O} 的 ツ 限 利 1 \mathcal{O} 達 が 霊 ŋ 設 で 成 遠 定 な に \mathcal{O} 支障 さ 経 VI 営者 n が 7 が な 11 当 な 11 該 لح 11 認 t 土 地 8 \mathcal{O} で を

(墓地の構造設備等の基準)

+な る 区 七 1 分ごと ただ 墓 Ĺ 12 地 市 規 附 長 則 帯 が で 施 第 定 設 \otimes を含 条 る 基 \mathcal{O} む。 準 目 的 を 第 満 \mathcal{O} 五号 達 た 成 し 12 た お 支障 構 11 造 7 が 設 同 な 備 じ を 1 $^{\circ}$ 設 لح 認 け 12 \Diamond な は る け れ 次 き ば に 掲 は な げ

自 然環 境、 生活環境、 景 観 等 に 与 え る 影響 を 低 減 す る た 8 \mathcal{O} 緑 地

 \mathcal{O}

限

り

で

な

V

三 雨水等の排水施設

支

障

な

<

墓

参を

す

る

こと

が

で

きる

た

8

 \mathcal{O}

通

兀 道 路 交 通 \mathcal{O} 安全 を 確 保す る た \Diamond \mathcal{O} 駐 車 場

五 墓 地 \mathcal{O} 適 切 な 管 理 等 を 確 保 す る た \emptyset \mathcal{O} 構 造 設

六 前 各号 に 掲 げ る t \mathcal{O} \mathcal{O} ほ カコ 利 用 者 \mathcal{O} 便 宜 等 に 供 す る た 8 \mathcal{O} 構 造

備

2 る ょ 墓 地 う 規 \mathcal{O} 則 広 で 物 定 \Diamond **(**案 る 内 基 看 準 板等 を満た を含 さな む $\overset{\circ}{\smile}$ け れ に ば 0 な VI 5 7 な は 11 周 辺 \mathcal{O} 景 観 和 す

(納骨堂の構造設備等の基準)

第十 げ 5 な る 八 区 条 11 分ごと た 納 だ 骨 に 堂 規 附 市 則 長 帯 で 定 施 が 設 第 \Diamond を含 る ___ 基 条 準 む。 \mathcal{O} を満 目 第三 的 た \mathcal{O} 号 達 に 成 た お に 構 11 支 造 7 障 設 備 同 が な を 設 11 $\overline{}$ け لح に 認 な は け 8 る れ 次 ば に な 撂

は、この限りでない。

- 自 然 環 境 生活環境、 景観 等 に 与 え る影響を低 減 す る た \Diamond \mathcal{O} 緑 地
- _ 道 路 交 通 \mathcal{O} 安全を 確 保 す る た \otimes \mathcal{O} 駐 車 場
- \equiv 納 骨 堂 \mathcal{O} 適 切 な 管理 等を 確 保 す る た \emptyset \mathcal{O} 構 造 設
- 兀 前 三号 12 掲 げ る ŧ \mathcal{O} \mathcal{O} ほ カコ 利 用 者 \mathcal{O} 便 宜 等 に 供 す る た 8 \mathcal{O} 構 造 設

備

2 す る 納 骨 う 堂 規 \mathcal{O} 広 則 告 で 定 物 \otimes (案内看板 る 基準を満たさな 等を含 む。 け \smile n に ば 0 な 1 5 7 な は 11 周 辺 \mathcal{O} 景 観 調 和

(火葬施設の構造設備等の基準)

第十 掲げ き な 5 は 九 な る 区 11 分 \mathcal{O} 火 ごと 葬 限 た だ 施 り L に 設 で な 規 市 附 則 11 長 で 帯 施 定 が 設 第 \Diamond を含 る 基 条 準を む。 \mathcal{O} 目 第 満 的 几 た \mathcal{O} 号 達成 L に た お 構 12 11 造 支 障 て 設 同 が 備 $\overset{\complement}{\overset{\circ}{\smile}}$ な を 設 VI لح け 12 認 な は け 8 る れ 次 ば

- 一 火葬設備
- _ 自 然環 境、 生活 環境、 景観 等 に 与 え る 影響 を 低 減 す る た 8 \mathcal{O}
- 三 道 路 交 通 \mathcal{O} 安全を確 保 す る た \emptyset \mathcal{O} 駐 車 場
- 兀 火 葬施 設 \mathcal{O} 適 切 な 管 理等 を 確 保 す る た \Diamond \mathcal{O} 構 造 設
- 五 前 各号 に 掲 げ る t \mathcal{O} \mathcal{O} ほ カュ 利 用 者 \mathcal{O} 便 宜 等 に 供 す る た 8 \mathcal{O} 構 造

備

2 和 す 火 葬施 る よう 設 規 \mathcal{O} 広 則 告 で 定 物 \Diamond (案内看 る 基準 を 板等を含 満 たさ む。) な け れ に ば 9 な V 5 7 な は VI 周 辺 \mathcal{O} 景 観

(工事の完了の検査等)

第二十条 きは ~°. ツ 速 \vdash B 霊 第 五. 袁 か 条 に \mathcal{O} 第 経 営 そ __ 者_ \mathcal{O} 項 冒 \mathcal{O} を市 کے 許 11 可 長に う。 又 は 届 第三 は、 け 当該 出 項 \mathcal{O} 7 許 変 そ 可 更 \mathcal{O} に \mathcal{O} 検 係 許 査 る 可 一を受け を受 工 事 が け 完了 な た け 者 n L た 以 ば な 下

らない。

2 検査 基 準 \sim に に ツ \vdash 係 適 合 る 霊 \sim す 遠 る \mathcal{O} ツ 経営者 ŧ 霊 \mathcal{O} 遠 と し は を 使 7 用 検査 前 項 7 済 \bigcirc 検査 は 証 な \mathcal{O} を受け、 5 交付を受け な 11 第十 た 後 六条 で な カュ け 5 前条ま n ば、 で \mathcal{O}

(変更の届出)

第二十一条 げ る事項 に 変更を生じ \sim ツ 1 霊 東 たときは \mathcal{O} 経営者 は 速 第六 Þ か に 条 第 そ \mathcal{O} 項 旨を市 第 __ 号 長 又 に は 第二号 届 け 出 な に 掲

(管理の基準)

れ

ば

な

5

な

11

第二十二条 \sim ツ 霊 袁 \mathcal{O} 経営者 は 次 に 掲 げ る 措 置 を 講 な け れ ば な

ない。

- 老 朽 化 又 は 破 損 た 構 造設 備 \mathcal{O} 修 復 等 \mathcal{O} 措
- \sim ツ 1 霊 袁 を常に 清 潔 か 9 安全 に 保 9 た 8 に 必 要 な 措 置
- 三 植 栽等 を 適 切 に 育 成 す る た \Diamond \mathcal{O} 措 置
- 兀 関 係法 令 等 を 遵 守 す る た 8 に 必 要な 措 置
- 五 前 各号 12 掲 げ るも \mathcal{O} \mathcal{O} ほ カン 市 長 が 第 条 \mathcal{O} 目 的 \mathcal{O} た \Diamond に定 め る措

置

(地位の承継)

第二十三条 \sim ツ \vdash 霊 遠 \mathcal{O} \sim 経 ツ 営者 1 霊 遠 \mathcal{O} 地 \mathcal{O} 経営者 位を承 継 か する 5 \sim 0 ツ \vdash \mathcal{O} 霊 場合に 遠 を 譲 お り 受 1 て、 け た 者 第五 は 条 第二 当該

項 \mathcal{O} 規 定 は 承 継 す る 者 に 9 11 7 ŧ, 同 様 とす

2 に 前 そ 項 \mathcal{O} \mathcal{O} 旨 規 定 を 市 に 長 ょ に り 届 \sim け ツ 出 1 霊 な け 袁 れ \mathcal{O} 経営 ば な 者 5 な \mathcal{O} 地 位 11 · を 承 継 L た 者 は 速 Þ カン

移 動 火 葬 車に ょ る 火 葬 等 \mathcal{O} 許 可 \mathcal{O} 申 請

第二十 兀 条 第 五 条第 兀 項 \mathcal{O} 許 可 を受け ようとす る者 は、 規 則 で定 \otimes る

請 書 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 書 類 を市 長 に 提 出 L な け れ ば な 5 な 11

(移動火葬車登録証)

第二十 者」 ح 五条 11 う <u>。</u> 市 長 に は 対 第 五 移 条第 動 火葬 兀 車ごとに 項 \mathcal{O} 許 可 規則 を受け で定め た 者 る 移 以 下 動 火 葬 移 車 動 登 火 業

以 下 登録 証 لح 1 う 。) を交付す る Ł \mathcal{O} とする。

(移動火葬車の使用の制限等)

第二十六条 に 適合す る £ 移 動 \mathcal{O} で 火葬業者 な け れ は ば 移動 $\overset{\sim}{\smile}$ れ を使 火葬 用 車 \mathcal{O} 火葬 て は 設 な 5 備 な が 規 11 則 で 定め る 潍

2 な け 移 動 れ 火葬 ば な 業者 5 な は 11 移 動 火葬 車 \mathcal{O} 使 用 際 次 に 掲 げ る 事 項を 遵 守

連 絡 移 先 動 及 火 葬 び 車 登 に 録 は 証 を 移 容易に 動 火葬業者 視 認 でき \mathcal{O} 氏 る 名(法 ょ う 表 人 示 す あ る 0 7 は そ \mathcal{O}

_ 火 、葬を行 う 際 は 移 動 火 葬車を走行させ な 11

収 納 又 は 収 骨 を行 う ときは 次 \mathcal{O} 措 置 を 講 ず 、ること。

1 置 納 ŋ 目 に で 又 火葬 な は 触 収 納 $\overset{\text{()}}{\overset{\circ}{\smile}}$ 収 n 炉 骨 な 又 \mathcal{O} は を 内 V 行 ょ 収 部 骨 う う 場 な を 死 措置を 行 所 体 が う 及 場 見 \mathcal{U} える者 含 所 焼 む。 に隣 骨を 接す \mathcal{O} た 公 だ 同 衆 る土 意を Ļ \mathcal{O} 目 得 当 地 に 該 7 \mathcal{O} 触 居 X れ い 住 域 させ る 者 場 内 合 等 な \mathcal{O} 居 は \mathcal{O} 11 住 う ょ 5 者 う 等 \mathcal{O} な 限 収 \mathcal{O}

 \mathcal{O} 口 公 に 収 共 納 ょ 悪臭 施 又 り 定 防 設 は 止 \mathcal{O} 収 \Diamond 骨 た 法 敷 を 規 地 (昭 行 で 制 な う 基 和 場 準 几 11 こと。 所 に + 六 は 適 合 年 法 す 公 律 京 る ょ 第 学校 う 九 に + 臭 気 号 病 院 \mathcal{O} 発 第 道 生 几 条 路 を 第 防 河 止 項 Ш す る そ \mathcal{O} 措 \mathcal{O} 規 他 置 定

兀

五 火 葬 を 行 う 場 所 か 5 周 囲百 メ ル 以 内 \mathcal{O} 土 地 \mathcal{O} 所 有 者 に 周 知 す

六 市 内 に お 11 7 移 動 火 葬 車 を 使 用 L 7 火 素を行 う場 所 は 次 \mathcal{O} 11 ず n

に

Ł

該当

する

ŧ

 \mathcal{O}

で

あ

ること。

イ 責を負 す \mathcal{O} 所有 る 損 動 害賠 者が うことを承 火 、葬業者 償 火葬を行 等が が 諾 生 所 う場所 じ 有 L た 場 て L 11 7 合 کے る 1 ときは る土 に L お て 地 1 使 用 で 7 $\sum_{}$ 移 すること及 あ 動 \mathcal{O} ること。 限 火 葬業者と連 ŋ で な \mathcal{U} た 当該 だ 11 帯 火 葬 当 に 該 7 起 そ 土 因 地 \mathcal{O}

口 あ ること。 人 が 住居とし 7 11 る建築 物 カュ ら 百 メ 1 ル 以 上 離 れ 7 11 る 場 所 で

ハ <u>ک</u> 。 公 袁 学校 病 院 道 路 泂 Ш そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 公 共 施 設 \mathcal{O} 敷 地 で な 11

3 用 れ L に 火 葬に な ŧ 該当す 11 ょ る 周 るとき 辺 \mathcal{O} 生活 は、 環境 前 項第 ^ 五 \mathcal{O} 号 影 並 響 び が に 限 第六 5 n 号 る t イ 及 \mathcal{O} び لح L 口 7 \mathcal{O} 規 定 次 は \mathcal{O} い ず 谪

反 復 L 7 火 葬 を行 う 場所 で な 11 کی

11 ること。 火 、葬を行 う 土 地 \mathcal{O} 所 有者又 は管理者が 火葬を行うことを承 諾 7

三 行 ?う場所 火葬を行う場所に が 見える者 に 隣 接する 火葬を行うことを 土地 \mathcal{O} 区 域 周 内 知 \mathcal{O} 居 L 住 7 者 11 ること。 等 \mathcal{O} Š ち 火 葬 を

兀 居住 火葬を 者 に 周 行 う場 知 L 7 所 1 が ること。 集合住宅 \mathcal{O} 敷 地 内 で あ るとき は 当該 集合 住 宅 \mathcal{O}

移 動 火葬 業 者 \mathcal{O} 変 更 等 \mathcal{O} 届 出

第二十七条 ときそ れば な \mathcal{O} 他 規 移 則 動 火 で 葬業者 定 \otimes る と は きは 第二十四 速 Þ か 条 に \mathcal{O} 申 そ 請 書 \mathcal{O} 旨 \mathcal{O} を 内 市 容 長 に 変 に 届 更 が け 生 出 なけ U た

移 動 火 葬 車に ょ る火葬等 \mathcal{O} 廃 止 \mathcal{O} 届 $\underset{\longrightarrow}{\mathbb{H}}$

5

な

第二十 ると き 八 条 (市内 移 動 で 移 火 葬業者 動 火 葬 は、 車 によ 移 動 る 火 火 葬 葬 等 車 を に 行 ょ わ る な 火 葬 等 な 0 を 廃 たときを含 止 し う む。 とす

は、 そ \mathcal{O} 日 を 市 長 に 届 け 出 な け れ ば な 5 な 1

(許可後の勧告)

第二十 第二十条に きこと 九 を勧 条 規定す 告す 市 長は ることが る届出 \sim ツ できる を \vdash 霊 な 遠 11 \mathcal{O} 経営 と き 者 は が 当 第十三条に 該 申 請 又 規定 は 当 す 該 届 る 出 申 を 請 す 又 べ

- 2 該 市 措 長 置を は、 講 \sim ず ツ 卜霊園 ベ きこと \mathcal{O} 経営者 を勧告することが が 第二十二条 でき \mathcal{O} る。 措 置 を 講 な VI とき は
- 3 きる。 に 掲 市 げ 長 る は 事 項 移 を遵守 動 火 葬業 L 者 な が VI 第二 ときは、 + 六 遵 守 条第 す ___ ベ 項 きことを勧 \mathcal{O} 基 準 又 は 告す 同 条 第二 ること 項 が 各 で
- 4 ときは、 市長は、 当 該 移 届 動 出 火葬業者 を す ベ きこと が 第二十七条 を 勧告 す 又 る は こと 前 条 が に 規定 で き る。 する 届 出 を な VI

(報告及び立入調査)

第三十条 若 提出 を 経営者若 調 查 を 求 < させ は \Diamond 火 市 長 ることが 葬 < は、 又 は は 移 収 こ の 当 動火 納 でき 若 該 条 L 職 葬業者に 員をし る 例 < \mathcal{O} は 施 収 行 骨 7 対 を行 に L \sim 必 て う土 要な 必 ツ 要な \vdash 地 霊 限 に 立 袁 事 度 項 に 5 移 \mathcal{O} お 入 動 報 11 火葬業 告若 て 5 せ、 L \sim 者 必 < ツ 要 \mathcal{O} は 1 な 事 資 霊 料 務 袁 項 所 \mathcal{O} \mathcal{O}

- 2 帯 前 項 関 \mathcal{O} 係 規 者 定に \mathcal{O} 請 ょ 求 り 立 が 入 あ 調査 0 たとき を 行 は、 う職 員 れ は を提 そ 示 \mathcal{O} 身 L な 分 け を 示 れ す ば 証 な 5 明 書 な を 11
- 3 £ \mathcal{O} 第 解 項 \mathcal{O} 規 7 定 は な に 5 ょ な る 1 立 入 調 査 \mathcal{O} 権 限 は 犯罪 捜 査 \mathcal{O} た \Diamond に 認 \Diamond 5

(改善命令)

第三十 由 な _ < 当該 条 勧 市 告 長 に は 従 第二 わ な 十九 11 とき 条 は \mathcal{O} 規 定 そ \mathcal{O} に 者 ょ に る 対 勧 告を受 必 要な措 け た 者 置を が 正 講 当 ず な 理

ことを命ずることができる。

(許可の取消し及び公表等)

第三十二条 市 長 は 次 \mathcal{O} 11 ず n カュ に 該 当するとき は 第五 条 第 項 第

三項 又は 第 兀 項 \bigcirc 許 可 を 取 ŋ 消 す こと が で きる

可 を受け 偽 ŋ そ た \mathcal{O} とき。 他 不正 な手 段 12 ょ ŋ 第 五 条 第 項、 第三項 又 は 第 几 項 \mathcal{O}

二 前条の規定による命令に違反したとき。

2 消 しを受け 市 長 は、 た 前 者 項 に \mathcal{O} 通 規 定 知 す に る ょ t り 許 \mathcal{O} と 可 す を る 取 ŋ 消 た とき は そ \mathcal{O} 旨 を 当 該 取

3 項 を 市 公表す 長 は、 る。 第 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ り 許 可 を 取 ŋ 消 た とき は 次 に 掲 げ る

務 所 氏 名 及 \mathcal{O} 所 在 $\mathcal{C}_{\mathcal{C}}$ 住 地 所 法 人 に あ 0 7 は 名 称 代 表 者 \mathcal{O} 氏 名 及 U 主 た る

二 公表の原因となった行為の内容

三 許可を取り消した旨

4 状 に 態 埋 第五 蔵 に 条第 復す さ れ る __ た 項 又 \otimes は 又 は \mathcal{O} 収 第三項 蔵さ 適 切 な れ 措 \mathcal{O} 7 置 許 11 を講 る 可 焼 を 骨 取 じ な を ŋ け 消 除 さ れ 却 ば れ L た な 者 5 \sim は な ツ \vdash 11 当 霊 該 袁 \sim \mathcal{O} 設 ツ 置 霊 前 袁 \mathcal{O}

(人用の墓地の区域内に係る特例)

第三十三条 第十 用 て、 な 人 条 用 \mathcal{O} い 規 \mathcal{O} 墓 定 墓 に 地 地 と併 ょ 埋 ŋ 葬 許 せ て 等 可 墓地を設置するときは を 12 受け 関 す る法 7 設 置 律 さ 昭 れ 和二十 た 人 用 三年 \mathcal{O} 墓 \mathcal{O} 条 法 地 例 律 \mathcal{O} 第 区 \mathcal{O} 規定 域 兀 + 内 は に 八 뭉 お 適 11

(委任)

第三十四条 \mathcal{O} 条 例 \mathcal{O} 施 行 関 必 要な 事 項 は 規 則 で 定 \Diamond

附則

(施行期日)

1 \mathcal{O} 条 例 は 平 -成二十 六 年 __ 月 __ 日 か 5 施 行 す

(経過措置)

2 カュ 項 わ \mathcal{O} 6 条例 ず、 第六 条 \mathcal{O} 施 \mathcal{O} カュ 条 行 5 第 例 \mathcal{O} 九 際 \mathcal{O} 条 規 定 ま 現 12 で に 及 \sim ょ U ŋ ツ 第五 第十 1 霊 条 六 京 第 条 を 設 カュ --- 項 5 置 第十 \mathcal{O} L 許 7 可 九 11 を受 条ま る者 け で は た \mathcal{O} 規 t 定 五. \mathcal{O} 条第 に と 4 カン

3 を得 則で と る な 者 が す 前 定 で な は 項 きる 8 \mathcal{O} 11 当該 規 理 るとこ 定に 由 \sim が ろ あ ょ ツ る に り 霊 許 لح ょ 亰 き り 可 市長 を受け は に 0 届 に V たと 届 て、 出 け \mathcal{O} み 期 出 平成二十六 なさ 限 な け \mathcal{O} 経過 れ れ ば る 年三 後 な \sim 5 で ツ 月三十 な \vdash あ 1 霊園 0 7 ŧ た を _ 設置 だ 届 日 け ま 出 で L る Þ に 7 ts. 規 11

4 5 0 第 11 附 +7 則 第二項 条ま 第五 で 条 第三項 及 \mathcal{O} び 第 規 定に + \mathcal{O} 六条 許 ょ 可 ŋ 許 か を申 ら 可 を受け 第十 請す る 九 場合は、 条まで た t \mathcal{O} \mathcal{O} لح 規 第 五 4 定を な 条 さ 適用 第二項 れ る す \sim る ツ 第 六 霊 遠 に カン

5 る。 規定 平 処 分 成二十六 7 が そ に \mathcal{O} あ そ \mathcal{O} カコ 条 るまで 者 例 \mathcal{O} カ が 年三月三十 期 わ \mathcal{O} そ 施 間 5 ず、 行 \mathcal{O} を \mathcal{O} 間 経 期 \mathcal{O} 間 過 引 際、 f, き 内 現 日まで 続 に 同 た に 第二十 様とする。 とき き移 移 動 動 \mathcal{O} は 火葬 間は 几 火葬 条 当 車 車 該 \mathcal{O} による 規定 によ 申 第五条第四 請 に に る 火葬等 ょ 火 0 葬等 る 11 |項及び 申 7 を を行う 許 請を 行 可 0 L 第二十六 又 て た場合 は 11 不 る が 許 者 で 可 お き \mathcal{O} \mathcal{O}